

第1回「佐波川の未来を考える学識懇談会」議事要旨

日時 : 平成19年6月20日(水)15:00~17:00

場所 : サルビアホテル防府

出席者: 学識者6名中、5名出席

事務局: 8名

司会 : A

議 事 : 以下のとおり

1. 開会
2. あいさつ
3. 懇談会位置付け
4. 設立趣旨
5. 規約の制定
6. 委員紹介
7. 委員長選出
8. 委員長挨拶
9. 議事

懇談会の公開について

スケジュールについて

河川整備計画について

10. 閉会

質疑応答16:20~16:45

【B委員】

(意見) 佐波川は流域面積は小さいが、一度氾濫を起こすと大きな被害が出る。また河川と街が近く、川が人を作っており、またその逆も然りである。つまり、地域住民が河川に寄せる思いが強いことが特徴である。関水や水辺の楽校のように、未来を担う子供たちの教育に有効な史跡・施設がある。是非地域住民と一体となった河川整備をおこなってほしい。

【C委員】

(意見) (B委員の発言を受けて) 私も頻繁に佐波川と接する機会があるが、住民となった時の気持ちを河川整備計画に組み込んでいきたい。

【D委員】

(意見) フライトムービーは資料としてあるのか？またPPTの河川争奪について具体的に説明してほしい。(人為的なものか？)

(回答) フライトムービーはHPで公開予定です。また委員には希望であればデータとして渡すことも可能です。河川争奪は、人為的なものではなく、地質学上のもので、3万年前に生じたとされる事象です。

【E委員】

(意見) PPTの既往洪水一覧表にダム事業等の治水事業の経緯を挿入して、これまでの整備効果をアピールしたらいいのでは？

(回答) 洪水被害に起因する河川改修やダム事業等について、表中に追記します。

【F委員】

(意見)河川を最も多く利用してきたのは農業なので、堰の改築などについては、地域の農家の方の意見を十分に反映していただきたい。

(回答) 現在進行中の峪堰改築事業では、地域の方々に逐次ご説明・ご了解頂きながら事業を進めているところです。今後は、この峪堰事業で習得したノウハウを活かしていきたいと考えています。

【E委員】

(意見)佐波川の未来を考える上では、河川沿いだけでなく流域全体としての自然環境を把握する必要があるのではないかと。具体的にはダム上流域の植生や、自然林・造成林の割合等についてである。県の林政課等にダム上流域の自然環境に関する資料があるのではないかと。

(回答) PPTでは全国一律の水辺の国勢調査の結果で説明しているが、指摘のような林相や植生等の流域全体を捉えた広範囲の視点の調査と、個々にスポットを当てた部分的な調査を今後整備する必要があると考えています。また既存のデータを有効に活用しつつ、更に指摘された資料等でも整理していきたいと考えています。

【D委員】

(意見)PPTの9ページ目の水利用の現状の「法」と「慣」は何を表しているか？慣行の140件は許可の47件に比べ件数が多いが、どのようなものか？

(回答) 「法」は許可水利権、「慣」は慣行水利権を示します。また慣行水利権は許可水利権に比べ面積的・量的には少なく、河川に与える影響は小さいです。

(意見)農業用水の実績取水量は把握していないのか？今後整備計画上で利水を問題にするのであれば、利水計画の全体像を掴む上で実態把握は必要ではないか？

(回答) 許可水利権については、報告義務があるが、なされていないのが実態です。

【E委員】

(意見)(上記回答を受けて)灌漑面積で取水量を推定できるのでは？

(回答) 上述のような推定は可能ですので、次回示したいと思います。また慣行水利権についても同様の推定方法で示したいと思います。

【B委員】

(意見)S47以降災害が起こっておらず、地域住民の防災意識が低下している。そこで現在進行中の防災教育や今後の防災教育の予定について教えてほしい

(回答) 小学校での防災教育や自主防災組織との勉強会や NPO との連携等を実施しています。そのような地域との繋がりを今後も活かしていく予定です。

【C委員】

(意見)(上記回答を受けて)国交省としての防災活動や河川愛護や親水活動の情報を各委員へ教えてほしい。

(回答) 随時お知らせします。